

物品等の調達における総合評価競争方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争方式」という。）を試行することにより契約を締結することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領の規定は、別表に定めるコンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達について、総合評価競争方式により調達する場合に適用する。

2 前項の製品、機器及びサービス以外のものを調達する場合において、総合評価競争方式によることに特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、この要領の規定を適用するものとする。

(落札の方法)

第3条 入札者に価格及び性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）をもって申込みをさせ、次の要件に該当する者のうち、次条に規定する総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札に係る性能等が入札公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 前項の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(総合評価の方法)

第4条 総合評価の方法は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

(1) 除算方式（入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値により落札者を決定する方式）

(2) 加算方式（入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値により落札者を決定する方式）

2 前項における性能等の評価方法については、次のとおりとする。

(1) 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務事業上の必要性の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

(2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を与え、最低限の要求要件を超える部分については評価に応じ得点を与える。

(3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとの評価に応じ得点を与える。

(4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

3 加算方式による場合の入札価格に対する得点配分と性能等に対する得点配分の比率及び入札価格の評価方法については、契約案件ごとにその内容に応じて定める。

(公告による明示)

第5条 総合評価競争方式による場合は、地方自治法施行令第167条の6又は同令第167条の12第2項及び第3項に規定する事項のほか、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告において明らかにするものとする。

(総合評価競争方式審査委員会)

第6条 第2条に定める製品、機器及びサービスを調達する場合で総合評価競争方式によるときは、当該製品、機器及びサービスを調達する局、室等(以下「調達局等」という。)に、総合評価競争方式審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項について審査するものとする。

- (1) 総合評価競争方式によることの可否
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なもの決定
- (3) 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (4) その他必要な事項

3 前項第3号に規定する審査に当たっては、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定により、2人以上の学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴くものとする。

4 前項の規定による意見の聴取において、併せて、第2項第2号の規定により落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

5 委員会の構成及び運営について必要な事項は、調達局等の長が別に定める。

(総合評価競争方式の手順等)

第7条 総合評価競争方式に関する手順その他必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

この要領は、平成12年4月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年2月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

1 コンピュータ製品及びサービス

対 象 と な る 調 達
(1) コンピュータ製品 ア コンピュータ及び周辺機器（パッケージソフトウェアを含む。） イ アの機器が主たる構成要素となっている製品 ウ コンピュータ製品の供給に付随するサービスの価格が当該製品の価格を超えない場合の当該サービス
(2) コンピュータサービス ア コンピュータの運用及びメンテナンス イ コンピュータのデータ入力 ウ コンピュータ・システムの開発 エ コンピュータ・ソフトウェアの開発 オ イ～エのメンテナンス カ システム・インテグレーション・サービス キ その他の関連サービス（ア～カのサービスを契約の目的として人材派遣を受ける場合を含む。）

2 電気通信機器及びサービス

対 象 と な る 調 達
(1) 電気通信機器 ア 電話機、ファクシミリ等の端末機器 イ P B X、パケット交換機等の交換機 ウ 多重化装置、モデム、D S U等の伝送装置 エ 基地局装置、中継／受信／増幅装置、アンテナ、デジタル無線、ペーシャを含む無線端末装置等の無線通信装置
(2) 電気通信サービス ア 上記(1)の機器に係る運用・保守サービス、システム・インテグレーション、カスタム・ソフトウェア開発、ネットワーク管理・運用、コンサルティング、マネジメント又は分析・調査 イ その他サービス ア) 電子メール イ) ボイスメール ウ) 情報及びデータベースのオンラインでの検索 エ) E D I オ) 高度ファクシミリ・サービス カ) コード及びプロトコルの変換 キ) 情報及びデータのオンラインでの処理
(3) 将来生じる新たな高度又は付加価値サービス

3 医療技術製品及びサービス

対 象 と な る 調 達
(1) 医療技術製品 薬事法施行令別表第1に掲げる器具器械、医療用品及び歯科材料のうち動物用に用いられるものを除いたもの
(2) 医療技術サービス 医療技術製品及び医療技術製品に専ら用いるソフトウェアの設計

用語の説明

P B X (Private Branch Exchange) = 構内電話交換機

会社などの内線同士の電話接続のほか、N T Tなどの公衆回線との接続を行う交換機のこと。

パケット交換機

データ通信において、情報をまとめて一定の大きさとしたものをパケットという。

このパケットごとに宛先アドレスやデータ属性、エラーチェックコードなどを付けて、通信媒体へ送出するための交換機のこと。実際にデータが送受信しているとき以外は回線を占有しないので、回線の使用効率の改善を図ることができる。

具体的な例としては、I S D Nがこのパケット交換方式を採用している。

モデム (M O d u l a t o r - D E m o d u l a t o r) = 変復調装置

遠隔地に設置されたコンピュータ間、またはコンピュータと端末間などを電話回線でつなぎ、情報を交換するための装置である。

D S U (Digital Service Unit) = I S D N網に接続するための終端装置

ページャ (Pager) = ポケットベル

ボイスメール

音声蓄積装置のあるセンターに電話等によりアクセスし、音声蓄積装置に伝言等のメッセージを録音・蓄積し、この装置を介して音声メッセージのやりとりができるサービスのことをいう。

E D I (Electronic Data Interchange) = 電子データ交換

企業間の受発注等の商取引のために、コンピュータとネットワークを利用して受発注データのやりとりを行うためのデータ伝送サービスのことをいう。企業及び業界ごとに異なる各種プロトコル間の変換を行うことを含む。

個々の事業者ごとに独自のプロトコルによる企業間オンラインシステムの構築が進められると、各システムの互換性の欠如により、複数の端末機の設置、取引先ごとのデータ変換処理ソフトの整備等による重複投資、重複入力等の問題が生じるおそれがあるため、こうした問題を解決するための手段として導入が重要度を増してきている。

高度ファクシミリ・サービス

専用のファクシミリ蓄積交換装置を使って、一斉同報、時刻指定等の付加価値を提供してファクシミリメッセージを送受信するサービス。(蓄積交換ファクシミリサービスでは、ファクシミリ電文を一旦蓄積してから相手先ファクシミリに伝送するため、ファクシミリを送信する際に相手先回線の使用状況にかかわらず使用することが可能である。)

コード及びプロトコルの変換 (Protocol) = データ通信の実行に必要な通信規約異なったコード及びプロトコルを変換してデータ通信を行うこと。